

令和7年4月1日から境界確認申請の手続きが変わります。

境界確認申請手続きの変更について

1 実印での押印が廃止になります。

- ・『境界確認申請書』及び『境界確認証明書』の実印での押印を廃止し、認印での押印が可となります。
- ・『境界確認証明書』申請時の図面との割印も認印で可となります。

	旧(令和7年3月31日まで)	新(令和7年4月1日から)
境界確認申請書の押印	実印での押印のみ可	認印での押印で可
境界確認証明書の押印	実印での押印のみ可	認印での押印で可

2 実印での押印の廃止に伴い、『境界確認申請書』の申請時に必要な添付資料が変わります。

- ・印鑑登録証明書の添付の代わりに、各種身分を証明する資料の写しの添付でも可となります。
※必ず現住所が記載されたものの写しを添付してください。
- ・引き続き印鑑登録証明書の写しでの申請も可能です。

添付資料一覧

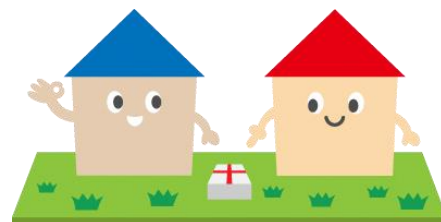
(1) 境界確認申請書

- ①案内図
- ②土地所有者一覧表
- ③公図の写し
- ④登記事項証明書
- ⑤その他参考となる図書(地積測量図等、旧公図等)
- ⑥身分を証明する資料の写し
(マイナンバーカード、運転免許証、保険証等、公的機関が発行する証明書の写し)
- ⑦委任状



(2) 境界確認証明書

- ① 境界確定図
境界確認証明書と綴じて認印による割印を押印



境界確認事務の窓口は、従前と変わらず、加須地域は加須市役所道路公園課、騎西、北川辺、大利根地域は管轄の総合支所農政建設課になります。

問合せ先

加須地域	加須市役所道路公園課用地管理担当	62-1111
騎西地域	騎西総合支所農政建設課	73-1111
北川辺地域	北川辺総合支所農政建設課	0280-61-1206
大利根地域	大利根総合支所農政建設課	72-1321